

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 27年 9月 15日 (火)	1 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 改定介護保険制度と新・総合事業への取り組みについて
	2 吉波 伸治 【一問一答】	1 「地域エネルギー会社」について
	3 下村 晴意 【一問一答】	1 「くらしとしごと支援センター」の運営状況について
	4 改正 大祐 【一問一答】	1 生駒駅周辺のにぎわい創出について
16日 (水)	5 中浦 新悟 【一問一答】	1 市立病院の収支計画と今後の運営について
	6 神山 聡 【一問一答】	1 (仮称)高山認定こども園の建設計画に伴う、意見集約について
	7 成田 智樹 【一問一答】	1 持続可能な社会保障制度の確立に向けて 2 オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化について
	8 片山 誠也 【一問一答】	1 シティプロモーションについて
	9 樋口 清士 【一問一答】	1 障がい者を理由とする差別を解消するための取組について
17日 (木)	10 福中 眞美 【一問一答】	1 生駒市の高齢者施策の推進について
	11 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 土砂災害対策について 2 小型家電、金属のリサイクル対策について
	12 塩見 牧子 【一問一答】	1 市北部のスポーツ施設整備等について 2 シティズンシップ教育の取り組みについて
	13 沢田 かおる 【一問一答】	1 選挙権年齢18歳以上に向けての取組について 2 市民協働のまちづくりについて
	14 久保 秀徳 【一問一答】	1 関西学研都市・高山地区第2工区の今後のあり方について
18日 (金)	15 浜田 佳資 【一問一答】	1 人事改革について 2 子どもの医療費無料化について

平成27年9月4日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9月4日
午後0時14分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	改定介護保険制度と新・総合事業への取り組みについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	改定介護保険制度と新・総合事業への取り組みについて
質疑・質問の要旨	
介護保険法は昨年6月に改定され本年4月に施行されました。それに基づき介護保険制度の見直しが行われています。 改定の主な内容は次の通りです。 ① 介護事業者に支払われる「介護報酬」の2.27%切り下げと、介護保険料の改定。 ② 要支援1, 2の人への訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）を介護保険給付から外し市町村事業「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「新・総合事業」）へ移行する。 ③ 特別養護老人ホームへの入所は、原則「要介護3」以上にする。 ④ 一定以上の所得者の自己負担を、現行の1割から2割に引き上げる。 ⑤ 低所得者に対する食費・住居費の補助（補足給付）に資産要件を設定する。 今回の制度変更は、介護報酬引き下げによるサービス提供や事業経営への影響、利用者負担増や介護保険料の大幅な引き上げ、要支援の介護保険外しなど、深刻な問題をもたらすものであり、介護保険利用者の生活を脅かすとともに、「介護崩壊」というべき事態を招きかねないともいわれています。 介護保険制度がスタートして15年、要介護高齢者をめぐる状況は厳しいものがあります。家族の「介護負担」は依然として重く、「介護退職」は毎年十万人以上、「介護心中」「介護殺人」も、毎週のように起こっています。また、行き場のない要介護者「介護難民」が増え続けています。特別養護老人ホームの入所待機者は、昨年3月で定員数とほぼ同数の52万人以上、退院後はショートステイや老人保健施設を転々とする「介護漂流」も起こっています。一方で、介護職場は慢性的な人材不足で、募集しても介護職員が集まらない事態が生じており、今後ますます深刻になり、本年6月の厚労省の推計でも、十年後には37.7万人不足するという数字が出ています。 また、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になり、一人暮らしや老夫婦だけの世帯が急増することから、介護の需要は大きく増えます。このような状況の中で、「国では平成37年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的	

な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています」（生駒市第6期介護保険計画「計画策定の背景・趣旨」より）。

今回改定された介護保険法の内容は、「地域包括ケアシステム」も「要支援サービスの見直し」も、多くが市町村の裁量に委ねられています。市町村は、上記のような「2025年問題」にどう立ち向かっていくのか、介護を必要とする高齢者が急増する地域を自治体としてどうするのか、「自分の頭」で考え、地域と高齢者の生活実態をつかんだ上で、制度を構築していくことが求められています。

本市では、介護保険制度が発足した当初から、地域包括支援センターを立ち上げ、地域密着の支援体制の構築では、全国で先進的な取り組みをされています。このことは、厚労省の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」でも先進例として紹介されています。日々努力されている関係者の方々には敬意を表したいと思います。今回の改定に際しても、様々な課題がありますが、よりよい介護制度の構築が一層推進されることを期待して、以下の質問をします。

1. 「要支援サービスの見直し」―「介護予防・生活支援」の互助化について
先述の厚労省の「ガイドライン(案)」では、要支援者の生活支援ニーズについて、介護保険のホームヘルプ・デイサービスから、市町村の実施する総合事業に移行し、「要支援者自身の能力を最大限生かしつつ」「住民が参画する多様なサービスを提供可能な仕組みに見直す」としています。これは、専門職が心身機能の維持改善を働きかける事業（二次予防事業）を制度改定では廃止してしまい、住民の「互助」に置き換えていこうというねらいです。しかし、高齢化が進む地域では、国が言うように「住民主体のサービス」を作り出すことは容易ではありません。市は、「住民主体のサービス」を介護事業においてどう位置付け、今後どのように進めていく方針でしょうか？
2. 制度改定による一連の変更への対応について
一定の所得者の利用者負担の2割への変更、低所得者の施設利用者の食費・部屋代の軽減措置（補足給付）の要件厳格化、特養入所の軽度者排除などは、介護保険の利用者に多大な負担と犠牲をもたらすことになります。これらの問題は全国一律の介護保険給付に関する事項であり、自治体レベルでの修正などの裁量の余地は少ないですが、利用者の生活を守るための市独自の軽減・緩和措置などはとられますか？
3. 地域支援事業充実のための取り組みについて
充実すべき地域支援事業として、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化が盛り込まれました。これらの施策の現状と、今後の取り組み、体制についてお聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年9月4日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9 月 4 日
午後 3 時 5 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「地域エネルギー会社」について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	地域エネルギー会社について
質疑・質問の要旨	
地域エネルギー会社については、「環境モデル都市アクションプラン」で今年度より設立を検討するとなっており、また、「いこまち8月合併号」には設立を検討しています、となっています。 地域エネルギー会社は、市のエネルギー政策に留まらずまちづくり全体にも大きな影響を与える全国的にも注目される事業といえます。そこで、この事業についての十分な理解を得るため、以下、質問いたします。 (1) 地域エネルギー会社を設立する目的は、来年4月からの電力自由化を機にエネルギーの地産地消をめざすこと、と考えてよいでしょうか。 (2) 地域エネルギー会社設立検討にあたっては国からの補助金がついたのでしょうか。それはいくらですか。市の持ち出しはありますか。 (3) 設立検討はいつから開始しているのですか。検討の体制はどのようなものですか。 (4) 今後のスケジュールを教えてください。 (5) 自治体PPS（新電力）を設立している自治体としては、ともにメガソーラを3つも持つ群馬県中之条町や福岡県みやま市がありますが、それ以外の例はないようです。生駒市にとっての参考例があまりない中で、適切に事業を進めていける拠り所は何でしょうか。 (6) 市が昨年度に国（経済産業省）に提出した「スマートコミュニティ構想普及支援事業 成果報告書」には「ドイツのシュタットベルケをモデルとした市出資の公社がエネルギーその他のコミュニティサービスを提供」と記されています。その意味するところは、地域エネルギー会社は、将来的に、エネルギーを提供するだけでなく、その他のコミュニティサービスも提供する公社に発展させていく、ということでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 27 年 9 月 4 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員
下村 晴意 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 27 年 9 月 4 日
午後 3 時 54 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「くらしとしごと支援センター」の運営状況について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「くらしとしごと支援センター」の運営状況について
質疑・質問の要旨	
「生活困窮者自立支援法」の施行により、本年4月1日より、生活困窮者自立支援制度がスタートいたしました。この法律によって、福祉事務所のあるすべての自治体が、生活困窮者に対する自立支援に取り組むことになりました。生活困窮者とはいかなる人々のことで、その自立支援とはどのようなことか。また、こうした制度がなぜ求められているのか。昨年9月に一般質問致しましたが、再度確認致します。	
今、日本では、所得が平均的な水準の半分以上の相対的貧困と呼ばれる層が16・1％に達し、今日みられるのは、貧困が、支えあいや頑張りにつながるのではなく、逆に孤立やあきらめを生み、そのためにますます貧困から脱却できなくなるという悪循環です。20歳から59歳までの未婚の無職者で、家族以外とのつながりがほとんどない人々が162万人にのぼり、そのうち4人に1人が生活保護の受給を希望しているという研究結果もあります。	
また、急に家族の介護が必要になり、所得が減り、自分自身もストレスで参ってしまうケースや複数の要因が連鎖すると、だれでも生活困窮につながる可能性があります。ところがこれまでは、生活が著しく困窮したときに頼ることができる制度は、生活保護しかありませんでした。	
生活保護は、最後のセーフティーネットつまり安全網です。最低生活保障のための大変大事な制度ですが、そこには困窮から脱却していくことを支援する仕組みはありません。生活困窮者自立支援は、この最後のセーフティーネットのいわば手前に、もう一つのセーフティーネットを張ろうとするものです。	
本市では「くらしとしごと支援センター」を開設されましたが、実施状況や課題、今後の取組みについてお尋ね致します。	
1、 この制度を実施するにあたり、要綱あるいは実施計画を策定されましたでしょうか。 2、 窓口を社協に委託され2名の担当で運営されておられますが、十分な体制でしょうか。 3、 必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金支給の2事業から実	

施とうかがっておりますが、その相談状況と任意事業の対応についてもお答えください。

- 4、 地域、各種団体等、庁内も含めてこの事業について周知されましたか。また、情報収集はできていますでしょうか。
- 5、 今後、任意事業について必要だと考えておられるでしょうか。

平成 27 年 9 月 7 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

改正 大祐



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成27年 9 月 7 日
 午前 9 時 40 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒駅周辺のにぎわい創出について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒駅周辺のにぎわい創出について
質疑・質問の要旨	
平成26年4月に生駒駅前北口第二地区第一種再開発事業として、ベルテラスいこまがオープンしました。過去の答弁によるとベルテラスいこま自体が持っている集客力によるにぎわい。スペース（ベルステージ）を活用としたにぎわい、北口南口を一体化としたにぎわいを新たに創出出来ると発言されています。しかしオープンより約1年半弱経ちましたが、約一年で一軒のお店が閉店となりました。オープン景気という言葉がある中、閉店した理由は色々あるとは思いますが、利用者にとって閉店するということはネガティブに映るものであり、まさににぎわいを創出するといった点では、待ったなしという状況だと考えます。以上を踏まえ生駒駅周辺のにぎわい創出について質問します。 1. ベルテラスいこまがオープンして約1年で閉店したお店があります。この現状を踏まえ、ベルテラスいこまが持っている集客力によるにぎわいを創出という点について、市としての見解は？ 2. スペースを活用としたにぎわいの創出として、現在ベルステージの利用状況、また利用促進に向けた取り組み状況はいかに？ 3. 市長の所信表明にありました、イコマニア100を具体的に説明してください。そして現在の進捗状況はいかに？ 4. 生駒駅周辺のにぎわいを創出に向けて、市の取組状況はいかに？そして今後、市としてこういったビジョンで進めていこうと考えているのか？ 5. 全国では官民一体となり、まちづくり会社を立ち上げている地域もあります。それらを踏まえ、今後生駒市で商店街再生、中心市街地の活性化を促進するための方策はどう考えるのか？	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年9月7日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員 中 浦 新 悟



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年9月7日
午前9時42分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	市立病院の収支計画と今後の運営について	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市立病院の収支計画と今後の運営について
質疑・質問の要旨 平成19年12月24日付で策定された「公立病院改革ガイドライン」が見直され、平成27年度以降は「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ取り組まれる旨の『公立病院改革の推進について』の通知が、平成27年3月31日付で総務省より、各自治体に対し通知されました。 また、それを踏まえ、平成27年4月10日付で『公立病院に係る財政措置の取扱いについて』が通知されました。 それに伴い市立病院の収支計画がどうなるのか。そして、今後の運営方法について伺います。 ●この度の見直しにおいて、本市に関係する内容について説明ください。 ●それは本市及び市立病院運営にどのような影響があるのか具体的に説明してください。 ●現状示されている市の病院事業の収支計画は平成25年に提示された建設工事費が90.6億円であった場合の内容であるが、現在どのように見直されているのか。 ●学研高山第二工区における状況が変化してきているが、北部地域整備促進基金の借入れ及び償還についてはどうしていくのか。 ●開院してから3か月経過し、市立病院の運営状況について、どのように評価しているか。 ●市立病院は病院事業計画及び収支計画通りに運営出来ているのか。出来ていない点があるならば、それは何であり、その原因は何か。 また、それに対しどのような対策を講じ、今後どのような対策を講じるのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 27 年 9 月 7 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

神山 聡



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 27 年 9 月 7 日
午前 9 時 50 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	(仮称) 高山認定こども園の建設計画に伴う、意見集約について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
/	(仮称) 高山認定こども園の建設計画に伴う、意見集約について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、市民参画を推進し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。また市長はマニフェスト「いこまのみらい2020」で、日本一住みやすく楽しいまち「生駒」を市民とともに、創り上げることを約束しています。 少子高齢化をはじめ、人口減少、低成長時代の到来や、地方分権が進展するなか市町村には「自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で決めて行う」ということが求められており、生駒市のまちづくりに、市民一人ひとりが力を合わせていくことが必要になってきています。また、市民のニーズや価値観の多様化で、いろいろな地域の課題が発生してきており、より多くの市民ニーズに的確に対応するためには、今以上に市民参画による合意形成を図ることが必要とされています。 この度の(仮称)南こども園、生駒北小中一貫校、高山認定こども園などの建設計画は本市で初めての取り組みであり、市長の考えである、市民の意見を活かしながら、市民と一緒にどのような学校やこども園を作ってゆくのかは保護者のみならず市民が注目するところであります。 市長のお考えと生駒市自治基本条例を踏まえて以下のとおり質問します。 ● 市長は市民の意見を反映しながら(仮称)高山認定こども園の建設計画を進めてゆくお考えですか？ また、これまでに開催してきた(仮称)南こども園、生駒北小中一貫校高山認定こども園の懇話会や説明会は市民の意見を集めるために有効に働いているとお考えですか？	

- (仮称) 高山認定こども園の懇話会や説明会の開催日時を、市民に周知するためにどのような方法で行っていますか？
また、その方法で十分な周知を行えているとお考えですか？

- (仮称) 南こども園、生駒北小中一貫校、高山認定こども園の建設計画にともなって開催してきた懇話会と説明会ですが、この二つの形式にした理由、その開催の順序、開催時期、回数についてはどのように決めているのか。

- 本市は平成22年4月1日より生駒市自治基本条例を施行しています。
条例の第9条(まちづくり参画における市民の責務)には、「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない」とあり、多くの市民がよりよいまちづくりのために市政に対して要望や意見を挙げていらっしゃいます。
この度の(仮称)高山認定こども園の建設計画においても、積極的な市民が要望や意見をお持ちだとお聞きしています。そのような市民が参加しやすいように市が取り組んでいることがあれば教えて下さい。
また、市民からの意見集約をどのような方法で行っているか合わせてお聞かせ下さい。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年 9月 7日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9月 7日
午前10時40分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	持続可能な社会保障制度の確立に向けて
2	オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	持続可能な社会保障制度の確立に向けて
質疑・質問の要旨	
我が国の65歳以上の高齢者人口は増加の一途を辿っています。総務省統計局が毎年の敬老の日になみ公表する推計によると、65歳以上の高齢者人口は3296万人（平成26年9月15日推計）で総人口に占める割合は25.9%となり、人口、割合ともに過去最高となりました。前年（3185万人、25.0%）と比べ、111万人、0.9ポイント増と大きく増加しており、これは、いわゆる「団塊の世代」のうち昭和24年生まれが、新たに65歳に達したことによると分析しています。そして、平成20年に総人口の10%を超えた75歳以上の高齢者は12.5%と、初めて8人に1人が75歳以上となりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、この割合は今後も上昇を続け、平成47年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると見込んでいます。 厚生労働省は本年6月公表の「平成25年度介護保険事業状況報告（年報）」において、平成25年度の介護給付費が前年度比で4.7%増え8兆5,121億円となり過去最高を更新したと発表しました。介護の支援が必要と認定された人が4%増えて584万人と過去最高を更新したためとしています。高齢化の進展により介護給付費は今後も増加し続けることとなります。介護保険制度が始まった平成12年と比較して介護給付費は2.6倍に増加しました。税負担、保険料、自己負担を合わせた費用総額は9兆1,734億円となり、前年比で4,164億円、4.8%増加しました。65歳以上の高齢者に占める介護サービスの必要な人の割合は17.8%と前年度より0.2%上昇し、これも過去最高を更新しました。また65歳以上の高齢者のうち48%は75歳以上であり、介護サービスが必要な年齢層は毎年高くなり、サービスの利用数も増加しています。国民健康保険中央会の発表によると、介護給付費は平成26年には10兆円規模に、団塊世代が75歳になる10年後の平成37年には21兆円に達すると推計されています。国は介護保険財政の膨張を抑えるため、施設から在宅介護への移行を進めていますが、家族負担の在り方を含めた対策づくりが課題となるのは明らかなです。 また、厚労省は認知症の高齢者が平成24（2012）年に462万人、平成37（2025）年には675～730万人に増加すると推計しています。 本年5月、慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室の佐渡充洋助教と厚生労働科学研究の共同研究グループは、認知症の人の医療や介護に関し、社会	

全体が負担している費用は年間約14.5兆円に上るという研究結果を発表しました。厚労省によると認知症のケアにかかる費用の幅広い推計は初めてで、社会負担の内訳は、医療費が1.9兆円、介護費が6.4兆円、インフォーマルケアコスト（家族等が無償で実施するケアに係る費用）が6.2兆円となっています。また、団塊ジュニア世代が85歳以上となる2060年の社会負担は約24.3兆円に膨らむと推計しています。佐渡助教は「今後の課題は、限られた財源をいかに活用すれば患者や家族の生活の質を向上させることができるかを検討すること。そのためには社会的費用が効果に結びついているかを検証する研究の推進が必要である」と述べています。

本市では、本年より生駒市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画による新たな3カ年がスタートし、前期計画の実績等をふまえ種々の取組を進めていることと思料します。また、国民健康保険の医療費適正化についての取組も鋭意進められています。

市長がマニフェストのトップに掲げる“関西一、生きがいを持ち、元気に安心して暮らせるまち「いこま」”を目指すためには、持続可能な社会保障の確立に向けた取組が不可欠です。以下のとおり質問します。

▽介護保険事業について

- 1 本市の高齢者人口及び介護給付費の推移及び将来推計などをふまえ、本市の介護保険事業の現状ならびに今後をどのようにとらえているか。
- 2 本市では、第6期介護保険事業計画策定に当たり、65歳以上の高齢者世帯に対し、日常生活圏域ごとに①身体機能②日常生活機能③認知症状④疾病状況⑤家族構成⑥所得⑦住まいの状況などについて、いわゆるニーズ調査を実施した。その結果について、前期計画策定時点から大きく変化した事項及び今期の計画策定に際し留意した事項などはあるか。
- 3 全国的に単身世帯が急増している。1960年には全世帯の5%に満たなかったが2010年には32%となった。夫婦と子どもの世帯（28%）を上回り、3世帯に1世帯が1人暮らしとなっている。一方単身高齢者世帯についても1960年には13万世帯だったが、現在では600万世帯にも上っている。本市の1人暮らし世帯の実態及び、訪問系4サービスの利用者数、施設サービス利用者数、地域密着型介護サービス利用者数の推移と今後の見通しは。
- 4 前期（第5期介護保険事業）における本市の65歳以上高齢者人口と二次予防事業対象者数及び二次予防事業対象者の事業参加者数について所見を問う。

5 本年8月1日から一定以上の所得のある高齢者については、介護保険サービスの負担割合が1割から2割に変更された。市内の対象世帯数及び効果額は。

6 介護給付適正化事業の実施状況は。

7 介護離職等による貧困等の問題が生じている。本市の現状は。

▽国民健康保険について

1 国保医療費適正化の取組の現状は。ジェネリック医薬品利用促進、糖尿病等治療勧奨推進（レッドカード）事業、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の取組状況は。

2 本市の特定健診、特定健診指導の受診率の実績をふまえ所見を問う。

3 レセプト情報を活用した、データヘルス計画の取組及び今後の計画は。

4 国保税納付率の低下が社会問題となっているが、本市の現状と対策は。

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化について
質疑・質問の要旨	
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下、「東京2020大会」）の開催が決定しました。1964年東京大会から56年を経て、再び我が国でオリンピック・パラリンピックが開催されるというニュースに、日本全国が歓喜の輪に包まれています。 決定直後に行われた平成25年第19回経済財政諮問会議（2013年9月13日開催）では、早速、東京2020大会について安倍首相が触れ「2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、15年続いてきたデフレ、縮み志向の経済を払拭する起爆剤となるものと考えている」、「東京オリンピック・パラリンピックはただ単に東京だけのものではなくて、日本全体がまさに活力を取り戻す上での大きな弾みとなるようなものにしていきたい」と発言するなど、東京2020大会の経済波及効果には大きな関心が寄せられています。 2014年1月24日には、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）が設立され、組織委員会が中心となり、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）、東京都、政府、経済界、その他関係団体による「オールジャパン」の体制で準備・取組が進められています。 そして、組織委員会が2015年2月にIOC、IPCに提出した「東京2020大会開催基本計画」のなかでは、オリンピック・パラリンピック開催を契機として社会に生み出される持続的な効果の一つとして、大会を契機とする日本各地の地域活性化や観光振興が掲げられるなど、東京のみならず日本各地の地域活性化にも期待が寄せられています。そして、全国の自治体の中には、既に大会を契機とする地域活性化の取組を始めているところが出てきています。 それをふまえ質問します。 1 本市として、オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化等の取組を検討しているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 27 年 9 月 7 日

生駒市議会議員

中谷 尚敬

様

生駒市議会議員

山 誠也



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 27 年 9 月 7 日
午前 10 時 48 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問)
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	シティプロモーションについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	シティプロモーションについて
質疑・質問の要旨	
本市は、1971 年の市制施行以来、一部人口が減少した年もあるが、基本的には右肩上がりで人口が増加をして、発展を遂げてきた。我が国においては、すでに平成 20 年をピークに少子化により人口が減少し始める段階に突入したが、本市は引き続き人口を増加させてきた。しかし、昨今人口の減少傾向が見られる。 人口の減少は、税収の減少につながる。税収の減少は、将来的な増税や行政サービスの鈍化等につながり、結果的には、元来本市が有している「住みやすさ」を脅かしかねないものである。本市としても、いよいよ人口減少の兆候が現れ始めた今こそ、本腰を入れてこの問題に取り組むべきだと考える。 本市が長らく人口を増加させてきた一番の要因は、ベッドタウンとしてファミリー層を中心とする転入者を確保出来てきたことにある。日本全体の人口が右肩上がりだった時代は、転入者を取り込むことが容易であったが、日本全体の人口が右肩下がりの現在は、転入者を取り込むことが容易ではなくなってきた。そうしたなかで、より一層の転入者を取り込み、人口の減少を防ぐために、自らの都市の魅力を創出し、自らの都市の魅力を発信する「シティプロモーション」の必要性が、本市においても高まる。本市の「シティプロモーション」について、以下の点をお聞かせ下さい。 ●本市のシティプロモーションの必要性をどのように認識しているのか。 ●本市のシティプロモーションは、どのような体制で推進されているのか。 ●本市のシティプロモーションにおいて、どのような取組みを行っているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年9月7日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9 月 7 日
午前 11 時 30 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	障がい者を理由とする差別を解消するための取組について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	障がい者を理由とする差別を解消するための取組について
質疑・質問の要旨	
平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることとなっている。 同法第 3 条では国及び地方公共団体の責務として「この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」と規定し、同法第 7 条では行政機関に障がい者の社会的障壁の除去に向けた対応を義務づけている。 また、同法第 8 条において事業者に対して、障がい者を理由として差別的取扱いをし障がい者の権利利益を侵害することを禁止するとともに、努力規定ではあるが、障がい者の社会的障壁の除去に向けた対応を求めている。その上で、同法第 15 条において、行政機関が必要な啓発活動を行うことを求めている。 他方、奈良県においても同法の制定を受けて、平成 27 年 4 月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されることとなっている。 同条例第 9 条では、「何人も」「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とし、行政機関のみならず事業者にも障がい者の社会的障壁の除去に向けた対応を義務づけている。 障がい者を理由とする差別の解消に係る法律及び条例が制定され、その施行まで 6 カ月余りしかないことを踏まえ、以下について伺う。	
●障がい者に対する行政サービスの提供という観点から、生駒市が「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」として、既に行っていること（対応できていること）は何か。 ●現在、法律及び条例の施行に向けて、生駒市としてどのような取組を行っているのか。また、今後どのような取組を行っていく予定か。 ●法律及び条例では、事業者の対応を求め、かつ行政が事業者に対し啓発することを求めているが、現在、生駒市として事業者に対してどのように周知、啓発しているのか。また、今後どのように周知、啓発していく予定か。 ●今後の事業者の取組促進に向けて、生駒市として事業者に対してどのような支援・協力を行っていく予定か。	

平成27年9月7日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

福中眞美



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年9月7日
午後0時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の高齢者施策の推進について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の高齢者施策の推進について
質疑・質問の要旨	
我が国の平均寿命は、世界でも例のない最高水準となり、平成 25 年には、国民の 4 人に 1 人が高齢者という時代を迎えました。本市における高齢化率も伸び続けており、団塊の世代の方が 75 歳以上となる平成 37 年の社会を見据え、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らせるまちの実現をめざして取組まなければなりません。 身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるように学習や運動の機会の提供、場の確保、市民活動への支援、総合的な保険・医療サービスの提供体制の充実等、多様な健康支援サービスの整備及び広く市民に周知する情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関と連携した健康づくりに関する市民グループ等の活性化やネットワークづくりの推進が求められています。以上のことをふまえ以下の質問をします。 ●生駒市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画では、高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、健康や予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組を促すとともに、自主活動グループの展開を支援し、ニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりを推進するとあるが、具体的に自主活動グループの展開についてお聞かせください。自主学习グループは増えていますか。（健康寿命を延ばす活動の支援） ●同計画で、地域の活動団体や関係機関など、様々な社会資源と協働して福祉のまちづくり・人づくりを進めるとともに、多様な活動を支援する市内の関係各課と連携・協力して取り組むとあるが、具体的にお聞かせください。 ●誰もが地域で安心して生活を送るためにも日常的な交流の場、コミュニティ拠点が必要だと思うが、空家の活用についてはどのように考えているのかお聞かせください。 ●地域の見守りや支え合いを通じた地域ぐるみで支えるケア体制の整備についてお聞かせください。 ●地域福祉活動等の担い手の養成・育成を推進しているということだが、どのような講座を開催しているのか。受講者等のボランティア活動についてもお聞かせください。 ●高齢者や障がい者などが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境を整備する目的で、緊急時や非常時の迅速な救急活動に役立つ医療情報などをいれて冷蔵庫に保管しておく「救急医療情報キット」を本市でも配布しているが、配布対象者や配布方法をどのようにしているのかお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 27 年 9 月 7 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 27 年 9 月 7 日
午後 2 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	土砂災害対策について	
2	小型家電、金属のリサイクル対策について	
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	土砂災害対策について
質疑・質問の要旨	
平成 26 年 8 月、広島県で発生した土砂災害を契機に土砂災害防止法が改正。これを受け本市においても奈良県が主体となり、災害の危険性がある区域の明示を目的とした基礎調査が進められています。その作業の進捗を踏まえ、以下の点についてお聞かせ下さい。 (1) 現時点での基礎調査の進捗と結果について、どのように分析されますか、お聞かせ下さい。 (2) 現時点で判明した土砂災害特別警戒区域に該当する地域住民の皆さんには、一刻も早い説明が必要と考えます。説明会の開催予定、内容についてお聞かせ下さい。 (3) 市内全域の基礎調査が終了すると、最終的に土砂災害特別警戒区域は何カ所程度になると推計、分析させているのかお聞かせ下さい。 (4) 基礎調査は、完了まであと数年の期間を要します。調査対象となる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の住民の皆さんへの再度の注意喚起が必要かと考えます。市としての見解をお聞かせ下さい。 (5) 土砂災害特別区域では今後、不適格住宅等の移転、既存不適格建築物の土砂災害対策改修などの必要性が出てくる可能性があります。市として補助金の交付などについてどのような体制で臨んでいられるのか、考えをお聞かせ下さい。 (6) 土砂災害特別警戒区域の指定後は、継続的な監視および情報の管理が必要となります。基本的な主体は奈良県になりますが、災害に強いまちづくり、市民の安全・安心を確保するという観点から、市も関与、連携して必要になると考えられます。将来的な体制づくりについて、現段階での見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	小型家電、金属のリサイクル対策について
質疑・質問の要旨	
(1) 小型家電のリサイクル事業について、平成 26 年 10 月に開始されてからの回収状況についてどのように分析・評価されていますか、考えをお聞かせ下さい。 (2) 小型家電の回収は、各家庭に退蔵されている不用物を社会へ戻し、希少金属等を活用していくことが一つの目的となっています。回収の促進および市民サービス向上の観点から、びん・缶・ペットボトル・われものの回収日に集積所へ出せるようにすることが望ましいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。 (3) 現状、小型金属は電話予約の上、決められた日時に有料指定袋で出す必要があり、各家庭内では細かな金属を一定量溜めてから排出しなければなりません。小型金属の回収は再生利用を前提としており、その実態に照らせば、燃えるごみの半減を目的とする家庭ごみ有料化の対象から外すことが望ましいと考えられます。小型金属についても、びん・缶・ペットボトル・われものの回収日に無料で集積所に出せるようにすることが妥当と考えます。市の見解をお聞かせ下さい。 (4) 平成 27 年 9 月 1 日から、使用済みスプレー缶・カセットボンベについて、穴開けなしの回収が始まりました。回収した使用済みスプレー缶・カセットボンベは、再生利用可能物ですが、前処理をいかに行うかが課題となります。市として今後いかに対処されるのか、お聞かせ下さい。	

平成27年 9月 7日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9月 7日
午後2時30分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市北部のスポーツ施設整備等について
2	シティズンシップ教育の取り組みについて
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市北部のスポーツ施設整備等について
質疑・質問の要旨	
平成 25 年 8 月に民間スポーツ施設利用検討懇話会に示された「生駒市北部スポーツタウン構想」、スポーツ推進審議会答申に基づき、HOS 生駒北スポーツセンタ（旧サンヨースポーツセンター）の購入、同センターおよびイモ山グラウンド等、市北部の運動施設の整備計画、北大和グラウンド売却方針が示され、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算において予算案が議決されて以降、順次当該運動施設の整備工事が進められてきたが、HOS 生駒北スポーツセンターは、付近住民との合意が得られないまま「見切り発車」で本年 3 月に開設し、同施設のグラウンド照明については点灯による光害を訴える住民の反対の声を押し切って、「試験点灯」と称して 8 月に点灯を開始している。 住民要請による 2 回の試験点灯の立ち合いにおいて、付近住民が開設に至るまでの経緯から整備工事、施設の運用に至るまで、市の対応に不満、不信を抱いておられることを確認し、生駒市議会は、6 月定例会に提出された平成 27 年度補正予算案に対して、 ①地元住民と十分かつ丁寧に協議を重ね、地元住民の理解を得られるよう努めるとともに、決して地元住民の意向を無視して強引に事業を進めないこと。 ②施設の整備、運営に際しては、国定公園内という自然環境豊かな閑静な住宅地であるという立地条件に鑑み、生活環境の保全に十分に配慮した措置を講じること。 という内容の附帯決議をあげることが可決したところであるが、今回の点灯はその決議をも蔑ろにする行為である。 市がこれまでの姿勢のまま強硬に生駒北スポーツタウン構想を推し進めることについて疑義があるため、以下の点について問う、 ① 議会の決議をどのように捉えての「点灯」であるのか、説明を求める。 ② 「試験点灯」は誰の判断でなされたのか。 ③ 「試験点灯」するにあたって、住民とはどのような協議または折衝があったのか。 ④ 開設に至るまでの経緯、整備工事、施設運用について、市の住民に対する対応は適切であると考えてるか。 ⑤ HOS 生駒北スポーツセンターの開設以来の施設別、区分別利用状況、および当初利用見込みに比しての評価を問う。 ⑥ 当構想に係る北部運動施設全体の整備状況、および利用状況を問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	シティズンシップ教育の取り組みについて
質疑・質問の要旨 本年 6 月 17 日、選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、来年夏に行われる参议院議員選挙から適用され、投票のみならず選挙運動可能年齢も引き下げられることになった。 市民は、民主主義社会に「当事者」として関わり参画する権利があり、またその権利を行使し、実践することで民主主義の実現が可能になる。そのため、社会の構成員として市民が備えるべき「市民性」を育成するために「シティズンシップ教育」が学校教育において実践され、子どもたちの集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事項への関心や関与などを開発するとともに、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させることが求められる。 本市では、社会科における教科指導や学級活動において住民自治やまちづくりへの参画の素養を養う活動をしていると、平成 25 年 3 月、議会答弁を得ているが、コミュニケーション力、ディスカッション力、問題発見力、マネジメント力、ファシリテーション力など、社会参画のスキルはすべての教科や学校行事、学級活動を通じて磨かれるべきものとする。 本市においてシティズンシップ教育を全義務教育課程において体系的に取り組むことについて、市の見解を問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年9月7日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

沢田 かおる



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成27年9月7日
 午後2時42分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	選挙権年齢18歳以上に向けての取組について
2	市民協働のまちづくりについて
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	選挙権年齢 18 歳以上に向けての取組について
質疑・質問の要旨	
選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が 27 年 6 月 17 日に成立しました。同法は、1 年間の周知期間の後、来年夏の参院選から適用され、18、19 歳の約 240 万人が新たに有権者になります。 生駒市の教育現場における啓発の取組としては、今年の夏も宿題で選択制ではありますが、選挙啓発ポスターの作成がありました。 奈良県では、次世代を担う高校生が、知事及び県議会議員と、住みよく魅力ある奈良県づくりについて意見を交換することにより、奈良県政や県議会への理解と関心を高める実施の目的により、高校生議会が 8 月 20 日に開かれました。また、他市においては、小学生や中学生対象のこども議会の開催や模擬投票を行うことにより、政治又は選挙への意識づけを行う取組がされている事例もあります。 そこで、今後の選挙権年齢引き下げにより、これから選挙権年齢に達する期間がより短くなる小・中学生に対し、教育現場における意識啓発などの取組をどのように考えておられるかお聞かせください。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	市民協働のまちづくりについて
質疑・質問の要旨	
8月31日に、生駒市コミュニティーセンター文化ホールで行われた、生駒市自治連合会による自治会役員研修会では、「住民同士の支え合いによる「町内福祉村」の取組」と題した講演が行われました。 この「町内福祉村」とは、小学校区単位に設置され、配置されたコーディネーターが、地域の皆さんから相談を受けたり、身近な生活支援活動を行ったり、また、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる「居場所」として、ふれあい交流活動を行うものですが、現在では、福祉的な分野に特化した取組だけではなく、環境美化活動なども展開され、地域コミュニティを発展させるものとなっているとのことでした。 生駒市においても、「サロン」の設置による高齢者の方のいきがいや交流機会の拡充などの取組が展開されており、また一方では、市民の方や団体などが地域における課題などに対し、様々な活動を個々に展開されておりますが、平塚市のように、地域一体となって福祉、環境又は防犯などに取り組むことが、地域コミュニティの形成をより一層発展させることになるのではないかと考えることから、今後、生駒市においても、このような地域単位での市民協働による取組を展開していくべきではないかと考えますが、市はどのようにお考えでしょうか。	

平成27年 9月 7日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

久保 秀徳



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9月 7日
午後 2 時 45分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	関西学研都市・高山地区第2工区の今後のあり方について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
	関西学研都市・高山地区第2工区の今後のあり方について
質疑・質問の要旨	
関西文化学術研究都市は、奈良県、京都府、大阪府にまたがる地域で、産・学・官の連携のもと、関西の文化学術振興拠点の中核として位置づけられて都市建設がはじめられました。その中で、平成3年「奈良先端科学技術大学院大学」設置。学研高山地区第1工区は、平成5年に基盤整備が完了し、同年10月「高山サイエンスプラザ」を開設。その後、5つの企業が開設されています。 高山地区第2工区の開発は、都市基盤整備公団（UR）を事業主体として、当初の計画面積288ヘクタールに、人口2万3千人の住宅地を造成する計画をすすめていました。平成13年完成の目途が、バブル経済崩壊後の景気の長期低迷による住宅需要の落込みと、国の特殊法人改革による公団の廃止方針を発表。公団が負担する開発費用の縮小の懸念と共に、市民からは貴重な自然を壊し、第2工区の宅地開発に伴う約449億円の相当の部分を生駒市が負担をすることになれば、市民に大きな税負担と住民サービスの低下をもたらすものとして、市民の大きな反対運動へと発展。その後、市や県の政策は2転3転しながら、第2工区の開発は実質中止に至っています。 以上のような経緯を踏まえて、質問をします。 - 平成26年3月に、URから土地の譲渡に係る申出があった事を本年6月議会で明らかにされたが、なぜ議会への報告が遅れたのか、その申入れの内容は。 - 高山地区第2工区の各地権者の土地の保有状況と地理的分布状況はどうなっていますか。 - 従来存在していた自然環境や里山と対比して、放置された土地の荒廃状況など、実態把握のためにどのような調査をしていますか。 - 土地は開発・利用して、利益を得る手段だけではありません。人々の営みが地域の自然や歴史・文化の中に融合し、良好な自然や	

景観を形成し、人々の生活に潤いと豊かさをもたらします。
高山地区第2工区の跡地問題について、地権者や市民の合意形成を
はかるための検討委員会を設置することがよいと考えるが、市の考
えはどうか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成27年 9月 7日

生駒市議会議長

中谷 尚敬様

生駒市議会議員

渡田 佳資印

発言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成27年 9月 7日
午後2時55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	人事改革について
2	子どもの医療費無料化について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

1. 人事改革について

行政需要については、住民サービスの向上や高齢社会への対応、国の制度改正、県からの権限委譲などに伴い増加し、職員一人当たりの業務が増加することが想定されます。

これに対応するためには、職員の質とともに量の確保が必要と考えますが、この点、市長の所信表明における行政改革の章において、「人事・行政改革の総仕上げ」として様々なことが述べられています。

行政サービスは人により成り立っており、行政の根幹を成す課題です。また人の確保は一朝一夕に何とかなるものではなく、長期的展望に立って構築していくことが必要な課題でもあります。

そこで、今後の在り方についていくつか質問します。

1. 「職員数を平成30年度までに800名以下にする」としていますが、年齢別職員構成の状況から、この方針では将来的に重大な職員不足による市民サービスの低下を招くのではないかと考えられるが、その点どのように考えていますか。
2. 「女性管理職員の数を、平成30年度当初に30%にします」となっています。女性管理職員の数を増やそうとすることは評価しますが、具体的にどのように行うのか、また課題についてはどのように考えていますか。
3. 残業時間について、「災害対応等を除く年間総残業時間60,000時間を目標に」となっていますが、現状から相應しいものなのか、お聞きします。

2. 子どもの医療費無料化について

市長の所信表明において、関西一子育て・教育のまち「いこま」を第二の柱と位置づけ、「子育てしやすいまち」として中学校卒業まで子ども医療費の助成を拡大するとしており、この点は評価します。

しかし、子どもの医療費については、平成24年8月から入院について小学校卒業まで一部負担付きで医療費助成の拡大を行うと同時に、それまで無料であった就学前について一部負担を導入し、差し引き、年額で推定約3000万円を超える市民負担増としました。

子育て支援を強調されるのであれば、一部負担分を市独自で助成するなどでの無料化、少なくとも就学前の医療費助成を以前と同様に無料になるようにしてはどうか。

この点は、子育て世代を生駒に呼び込む上でも有効であると考えているかどうか。